

横浜市オープンデータの推進に関する指針の策定

オープンデータを推進するにあたって本市における基本的な考え方や取組の方向性を検討するため、平成25年5月に全庁的なオープンデータ推進プロジェクトを立ち上げました。

このプロジェクトは、横浜市IT化推進本部の個別課題検討委員会の一つとして、オープンデータの推進に関して迅

速な取組を図るとともに、関連局を含めたより具体的な議論を深めるためのもので、政策局長をリーダーとした20名の委員により検討を重ね(図1)、また、基盤整備検討ワーキング、個別テーマワーキングにおいて具体的な事項を検討したものを反映した上で、平成26年3月に「横浜市オープンデータの推進に関する指針」を策定しました。

今後は、この指針に沿って横浜市のオープンデータの推進の取組が進められます。

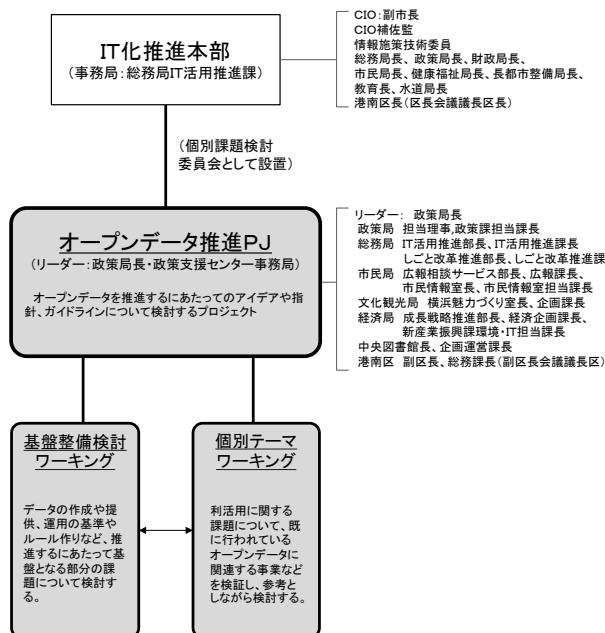


図1 オープンデータ推進プロジェクト

横浜市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方や取組の方向性を示すものである。

第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

- 1 オープンデータを推進する意義
行政の透明性・信頼性の向上
横浜市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。
- 2 公的データの共有及び協働による地域課題の解決
本市ウェブサイトを通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するための礎を創る。
- 3 横浜経済の活性化
市内で活動する企業やNPOなどが、公的データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て又は医療・福祉など多様な分野において横浜ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネス又はサービス

が創出され、横浜経済の活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。
行政における業務の高度化・効率化政策決定等において公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化が図られる。更に、オープンデータの推進を契機に、市民の利便性向上及び業務の効率化が図られる。

2 推進のための基本原則

- (1) 市自らが、積極的に公的データを公開する。
- (2) 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取組可能な公的データから速やかに着手し、実績を蓄積する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

3 推進体制

オープンデータは、CIOが統括するIT化推進本部のもと全庁的な体制によって推進する。また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

4 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

第2部 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

1 オープンデータの推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤として本市ウェブサイトを整備し、ウェブサイトに掲載する情報は、原則、オープンデータとして利用しやすいようにする。

また、利用者の利便性を確保するため、オープンデータ化された情報の一覧となる「データカタログ」を他の地方公共団体や国と連携し整備する。

2 オープンデータの対象となる情報と公開するデータの拡大

(1) オープンデータの対象となる情報
本市が保有する情報のうち、本市ウェブサイトに掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータの対象とする。

ただし、個人情報（※注）及び具体的なかつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータの対象から除く。

※注 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができるものを含む。）
(2) 重点的にオープンデータを推進する項目

次に掲げる情報については、重点的にオープンデータ化を進める。

ア 統計情報

イ 白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報・注

ウ 本市の主要施策に関する情報
※注 国が定める5つの重点分野

(3) 公開するデータの拡大

オープンデータ化するための基盤が整備された後、新たに作成、取得又は加工等する情報については、順次整備、公開する。

また、基盤の整備前より保有しているデータのうちニーズの高いものについて、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備、公開する。

3 二次利用促進に向けたオープンデータのルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開
オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例…CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例…RDF等）での公開へと順次拡大していく。

なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備に併せて、順次対応する。

(2) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的なかつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス・注を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BYとなるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱

横浜市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でない判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免

責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示する。

4 利活用推進のための取組の方向性

(1) 利活用推進のための支援

民間から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて、各局区が連携し支援する。

(2) 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利活用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

(3) 利活用に関する研究

民間や大学などと連携し、オープンデータの利活用又は利活用拡大の在り方などについての研究を行う。